

**大分市自治基本条例検討委員会
第3回 市政運営部会 議事録**

◆ 日 時 平成22年1月12日(火) 14:00～16:00

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

◆ 出席者

【委員】

島岡 成治、廣瀬 惇子、泥谷 郁、秦 忠士の各委員(計4名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之(計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹 渡邊 信司)、総務課法制室主任 河越 隆(副統括者除く:計1名)

【傍聴者】

2名

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1)項目・条文案の検討について

(2)その他(次回開催日程等)

<第3回 市政運営部会>

事務局	<p>それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会 第3回市政運営部会を開催いたします。開会に先立ちまして、事務局の方から若干のご報告をさせていただきます。</p> <p>はじめに、お手元にお配りしております(報告1)をご覧ください。今後の日程についてでございますが、年末にも文書にてご案内いたしましたとおり、「第1回部会代表者会議」を2月5日金曜日午前10時から、議会棟3階の課長控室にて開催いたします。この会議は全体の委員長・副委員長及び各部会の部会長・副部会長にご出席をお願いいたします。この会議では、各部会で出た意見をすり合わせ、今後の議論の方向性を検討する予定となっております。</p> <p>次に、「第10回検討委員会(全体会議)」を2月12日金曜日午前10時から、本庁舎</p>
-----	--

8階の大会議室にて開催いたします。この会議では、部会代表者会議での決定事項をご報告するとともに、釘宮市長出席のもと委員の皆様と意見交換をしていただく予定としておりますので、日程をこちらで勝手に設定させていただきましたが、皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

続きまして、(報告2)の資料でございますが、前回各部会において他部会の検討状況をご報告いたしましたが、その後の検討状況をまとめておりますので、掻い摘んでご報告いたします。

まず、理念部会でございます。3ページ目です。検討内容としましては、「協働」について、やらされてするという考え方だと全く進歩がないとか、自分達で受け止められるという考え方が必要ですとか、「議会基本条例」と「自治基本条例」の関係は、決して対等ではなく、「議会基本条例」は「自治基本条例」の一角を占める部分ですとか、前文につきましては、前段で「大分市の歴史を含めてある程度のこと」を語り、最後に「だからこの自治基本条例を作ります」という三段構成で作成する等の検討を行っております。今後の取組みとしましては、「私たち大分市民」を主語とし、「豊の国」と言う言葉をベースに大分が誇れる自然・風土、これからの取組みを交え、「世界に広く目をひらき」という国際的な部分を加味しながら、最終的には「私たちは自治基本条例を定めます」という流れで、再度各委員で作文し、次回持ち寄ることとしております。

続きまして、市民部会でございます。5ページをご覧ください。地域活動団体、事業者についてですが、行政が各自治会に画一的に依頼をしてくる(「健康推進員」などの役職等)ので、少人数の自治会では困っている。実態を真剣に調べるべきではとか、昔から「市民の権利」「市民の責務」という部分は、月1回の清掃活動などのように既に確立されている部分もある。そこをどのように条文化するかとか、検討を行っていただいております。今後の取組みとしましては、次回、再度「地域活動団体」「事業者の責務」を検討し、その後成文化にとりかかることにしております。

続きまして、執行機関・議会部会でございます。7ページ、8ページをご覧ください。フリートークのような形で進めておりまして、色々な意見が出ております。「市民政策提言」「市政モニターの提言」「各課への意見・要望」等について、どのくらい意見があって、どういうふうに取り扱われ、反映されたのかとか、各種審議会等に一般参加の委員が非常に少ないとか、公開率が悪いとか、情報公開について、会議録などを見たいときに自由に見られる閲覧室が必要ではないか等、そういった意見が出ております。8ページでは、公開や参加という場合に、プラスの側面と同時にマイナスの側面もあるということを押さえておかなければならないとか、フリートークの中で色々な意見が出ております。今後の取組みとしましては、次回からは執行機関と議会の関係について議論を進めることとなっております。

続きまして、市政運営部会でございます。11ページをご覧ください。現状のMAXの状態、案文を事務局に作成してもらいたいということです。ということで、後ほど説明をさせていただきますが、お手元に一例という形で提示をさせていただいております。

今後の取組みとしましては、事務局がたたき台を作成し、それをもとに検討を進めるということと、この項目に限らず、現在大分市で取組んでいない内容を条文化するものは、代表者会議等での議論とするということになっております。

続きまして、市民参加・まちづくり部会です。14ページ、15ページです。検討内容としましては、「協働」とは、主従関係や上下関係ということではなく、皆であるからこれだけの結果が残ることが分かるまちづくりをすることが、本来の協働の目的だと

	<p>思うとか、「協働」という言葉を前面に出したときに、「はて何だろう」と皆が思うかもしれないので、分かりやすいニュアンスにしていければ良いとか、「協働」という言葉は、ずっと使っている言葉ではあるが、現状では市民と行政などが対等のもとで使われているかどうか不安であるので、例えば「連携協力」などのほうが、上下関係がないように捉えられるのではないかと等、検討を行っているところです。以上、雑ぱくですが、今後の検討のご参考にしていただければと思います。</p> <p>次に、前回指示をいただきました「条例案」について、本部会で出た意見を参考にたたき台として作成いたしましたので、少しご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。この資料は、これまでいただいた部会での意見を参考に、「一例」として作成したものです。4つの章立てをしております、市政運営の章は①から⑬まで、連携・交流の章は⑭、多文化共生の章は⑮、環境は⑯となっております。</p> <p>ここで、ご理解いただきたいのは、これはあくまでも他都市の例文を集めた程度のもので、大分市の自治基本条例として適切な表現や文言になっているかどうか等、十分な検討が必要だと考えられますことから、「案」ではなく「一例」としています。</p> <p>なお、大分市自治基本条例の検討にあたっては、理念部会をはじめとして各部会に分かれて検討を行い、部会案を作成してそれを持ち寄って固めていくという流れで進めていただいておりますが、最終的に条例の形にする際には、条文の順序やダブっている内容等の整理が必要となってくることも想定されますので、各部会案の一言一句までそのとおりにとはならないということをご理解いただければと思います。以上、お手元にお配りした資料について、説明をさせていただきました。それでは、進行を部会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>有難うございました。今までのところで、他の部会のご報告、今後の日程等ありましたけれども、何か委員の皆さんからご質問とかございますか。部会によっては、随分進ちよくが違う状況ではある訳ですよね。まだ、何を問題にすべきかという一つ前提の話を、例えば「協働」という言葉は適切かどうか議論されているようなところもあるのかなあと。今日、ご報告していただいたものを聴きますと、ちょっとこの部会が急ぎ過ぎているのかなあという印象を受けるような感じではあるのかなあと思うのですけれども。</p>
副部会長	<p>全体のスケジュールで見るとそうなのですが、ここの部会は市政運営部会となっております、市政運営の項目の部分は既に条例で制度化されたものが一定程度あるものですから、こういう状況になっているのです。そのあたりが他の部会とは違うのですけれども。2月5日に部会代表者会議がありますが、各部会の進捗状況はバラバラですが、その時にそれぞれの部会のたたき台的なものは、見通しはどうですか。</p>
事務局	<p>今回の部会代表者会議は、たたき台という段階には至っていませんから、現状の部会毎に出ている課題、それを出していただく。また、他の部会で検討してもらった方がよいのではないかと項目があろうかと思っておりますので、そういったところを出して調整をしていくという流れを考えております。その上で、部会に持ち帰って新たに部会代表者会議で決められた部分の検討を踏まえ、部会で最終的な案を作っていただければと考えております。今、副部会長が言われたように、他の部会でも進捗が全く違いますから、この段階ではどうにもすり合わせが出来ない状況ですので、課題等を抽出してそのすり合わせを行うという形ですね。</p>

事務局	<p>お手元の資料、各部会の検討状況の9ページのところに、これまで検討していた中で、例えば条例の制定ですと、「市民参加・まちづくり部会」との連携が必要ではないかですとか、10ページの人材育成については、「市民参加・まちづくり部会」で検討してもらおうとよいのではないかと、こういったご意見をいただいたかと思うのですけれど、このあたりを部会代表者会議に投げ掛けをしていただくようになるのかなあと、思います。現時点で一例ができていますのはここだけですので。</p>
部会長	<p>ここの部会では、例えば「市民運営」という章があるとするならば、どういう項目を挙げなければならないかという、割と条文を作るような形で検討してきたのかなあと、思いますし、今日この後一例として挙げていただいたものを読みながら、その内容はどうかと、もう一度確認することまではできるかなあと、思うのですけれども。他の部会との関係からいきますと、大分市の自治基本条例の大きな性格付けというのは、どういう方向で行くのかということが一度話し合わないと、ここの書き方にしても随分変わってくるのだらうと思います。先程ご報告いただいたのですが、どうも私も全体像が掴めないのです。各部会の報告を聴いてもですね。全体として、どういうふうに向かっているのかというところが、少し私自身も分かりづらいところがあって、それを今度の2月5日の代表者会議の時に少しお話を聞いて、イメージを作らないといけないのかなとは思っているのですけれど。</p>
事務局	<p>多分、理念部会の方からですね、大分市の自治基本条例はこういう方向でというような話があると思いますので。それは、当然今の段階では理念部会の中の話ですから、それを部会代表者会議の中で皆さんにお知らせすることで、そこで議論が発生すると思いますので、それで条例のあり方のすり合わせができると思います。それを受けて、部会において、基本的な骨組みの中で市政運営部会ではどういうふうに進んでいくのかという流れになると思いますので、他の部会にしてもですね。</p>
部会長	<p>理念部会のお話の方は、何となく全体の構成が大まかに議論されて方向付けられたのかなあと。内容がこれからのかなあと、いう気はするのですけれども。2月5日に出た段階で、他の部会のお話をもう少し詳しくお聴きしながら、全体像みたいなものをまとめて行くことになるのでしょうか。他に何かございませんか。</p>
副部会長	<p>これまでも過去2年間の中で、自治基本条例の条例上の大きな骨格的なものというか、今モデルとして神原モデルが手元にありますが、例えば理念部会ではこの神原モデルでいった時には、どの辺までをカバーしているのですか。</p>
事務局	<p>理念部会では、前文、目的と原則までですね。</p>
副部会長	<p>原則まで所管しているのでしょ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
副部会長	<p>例えばこの神原モデルでいった時に、私等が所管しているのは、第5章と第6章もやはりあるのですかね。議会は別の部会ですね。</p>

事務局	議会は別ですね。
副部長	議会と議員活動の原則、これは別ですね。我々の部会は第5章と第6章、それと2、3、4で関連してくる部分が若干ありますね。個人情報保護の部分とか国際交流の部分は関連してきますね。それから、第8章も入ってきますね、行政手続、外部監査。
事務局	これは、一学者さんが持論で作ったものですから、これに囚われることはないのですけれども。大分市の場合は第9回の全体会議で整理をさせていただいて、それをもとに分かれましょうということで今に至っていますので。
副部長	全体の条例の構造的なものが大方見えていないと、この一例がどういう基本理念、基本原則からこういう規定を謳ってきているのかというのは、非常に見づらいですね。多分これは止むを得ないでしょう、部会で分けている限りは。全体の考え方がある程度出てきた段階からの話になるのでしょうかね。
事務局	本来なら全体会の中で基本原則的な部分まで話ができてですね、それから部会に分かれましょうという流れであれば、スムーズにいったのかなという気はするのですけれども、初めから部会に分かれましたので、部会なりの考え方を一度作って、全体会ですり合わせながら修正していくという流れしかできないのかなあ、というふうに思っているのですけれど。
副部長	この神原モデルでいくと、理念の中で一定程度総則的な形で何かあり方が示されて、それを受けて制度と原則の中でより具体的な部分を条文化していますね。
事務局	本来はそういう流れだと思いますね。
副部長	そうですね。情報の公開と共有という部分は、理念部会でこのブルーの資料について、原理原則の部分で議論されるような項目が何かありますか。自治の基本原則がありますね。ここの情報公開との部分で、少しそれを受けた形での案文になってくる流れがありますよね。
事務局	理念部会の方から出ている意見の一つなのですけれども、そういったところの考え方というのは今各部会が考えているので、それを受けてここの原則等を考えるということもあるのかなあというような意見も出ております。本来逆転なのですけれども。
部長	その神原モデルの場合は、理念のところは原理原則を書いている訳ですよ。制度と原則のところ、もう少し具体的に展開しているということかなあと思うのですけれども。そこところは、多分何となく全体の骨組みみたいなものですね、何となくまとめられた案に向かってやっているのですけれど、その検証は実はされていないのですよ。
副部長	そうなのです。それは、次回部会代表者会議の中で、その辺の議論はしておいて貰わないとね。

事務局	そういう意味のすり合わせになるかと思うのですけれど。
部会長	今のまとめ方によれば、理念、原理原則があって、その次に市民、それから議会、執行機関、現在の市役所だと思うのですけれど、それぞれの果たすべき役割というものが出されていて、その次にここの部会でやっているのは、特に市の行政の中で行われることについてどういうことがあるのか。その次は、市民参加で行われるべきことはどういうことがあるのか、というような分け方になっていると思うのですけれど。
事務局	流れ的にはそういうイメージで分かれているというふうに思っていますけれど。
部会長	それで問題はないのかどうかということですね。
事務局	そうですね、そういう検証もされていないので。9回目の全体会議の中で、そういう議論は一応されたというふうに位置付けられているのですが、と言いながら十分な議論がされているのかどうかというのはあると思いますので。何回かそこに立ち返って作らないとですね、なかなか最終的には難しいのかなと思います。
部会長	5日は私と副部会長に出していただけのですね。他の委員さんは出られないと思うのですが、何か特にこれまでの点で今の全体の骨組みに関してもそうですね、ご意見とかございますか、よろしいですか。この部会は割と市政に関してのことですから、これまで運営されてきた事柄、条例も随分整備されているということで、ここの部会の中だけを見ると、そんなに分かり難くないと。決めていこうと思えば、どんどん決めていくことができるのかなあという感じがするのですけれども。全体の中でどうなのかっていうことは、もう一度検証しながらやらなければいけないのかなあと思うのですけれど。
副部会長	今事務局が一例と出している分については、ここの最初のブルーの部分は、項目としては全部拾ったものを整理して出しているのですね。
事務局	前回の話で、他部会で検討してもらったほうがよいのではないかというような意見が出た部分を、この中に取りあえずは入れておいてよいというご意見だと思しますので、入れております。
部会長	そうしたら、全体についてはあまり意見が出てこないようですので、この資料1の一例として挙げていただいたものを、事務局の方から少しご説明いただけますでしょうか。
事務局	それでは資料1をご覧ください。一つずつの方がよろしいですかね。
部会長	そうですね。
事務局	市政運営の章です。①市政運営の基本。「市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。市は、計

	<p>画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。」協議していただきたい内容が幾つかあるのですけれど。まず、「市は」ということで、これを見ていただくとほとんど「市は」という主語ですね、そこで括っているのですけれど、これはあくまでも行政内部でやるだけのことなのか、市民の皆さんを含めた形で考えていただくのか。例えば、総合計画や自治基本条例は市民の皆さんと一緒に議論しながらというスタンスでやっておりますので、「市は」という主語について、これはどうしたものか。</p> <p>それと、市民参加と情報共有を基本とした、これが柱で、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営、適切な組織運営、総合的かつ計画的な行政運営、こういった5つの柱の形で立てさせていただいているのですけれど、この5つの柱で良いのかどうか。もっと細かく言いますと、例えば情報共有という話になると、色々な情報が入ってきますので、それが即効率的になるのかどうかというのは色々な情報を仕入れたりするので、それが即効率的になるのかどうかというのは相反するところもありますので、そういったところについて作りながらもどうかなあと、そういう感じで思っています。</p>
副部会長	<p>市政運営の基本という部分の項目は、全体に⑱番までですか、全体にかかってくるのだと思うのですが、これは何で市政運営の基本をここに持ってきたのですか。</p>
事務局	<p>これは、ベースにさせていただきたいものは札幌市、高松市、熊本市あたりを参考にさせていただいたのですけれど、主に札幌市なのですから、札幌市は行政運営のところで基本という形で4つ項目があつたりしてですね、こういう形で謳われているのです。まず、市政運営を行うにあたって基本的な考え方と言いますか、市政運営という柱がないと、それがあって、それを元にしていくようです。札幌市はなるほどなあとということで、入れさせていただいているのですが。</p>
副部会長	<p>あつた方がよいと思うのですが、これはどうも基本原則的なね、何かそこに入っていくような案文という感じがしないでもないですね。神原モデルで言えば、総則の中に行政活動の原則というものがありますよね、こういう総則的な原則的な部分を謳っていくものかなあと。条例の作り方で、考え方はこれでよいのですけれど。その時に、理念部会以外の部会の中でまとめたものが、全部章の最初にその原則的なものが謳われるような形と言いますか、そういう条例の各章の作り方の整合性について引っかかってきますね。そこが気になりますね。</p>
部会長	<p>最終的に理念のところに入れていくのか、或いはこの市政運営の中の冒頭に原理を入れるのか、それは全体の書き方によってくるのだと思うのですけれども。</p>
副部会長	<p>ということです。</p>
部会長	<p>先程言われた一つは主語ということですか、「市は」というのは。これは一般的に「町は」とか「市は」とかいうのは、何処でもそういう使い方をしていく訳ですよ。その定義みたいなことは。</p>

事務局	<p>まず、定義のところをそういうふうで定義付けをしてですね、そこからここに入れるという形になろうかと思っておりますので、それもまた理念部会とのすり合わせという形になろうかと思うのですが。この市政運営に関しては、基本的には市でやる人が多いですから、市はというような書き出しが多いのですけれども。内容によっては、例えば市民も含んだ上で記載すべきなのか、単純に行政だけのことでよいのか、という位置付けだけはっきりしておけばよいのかなあと思っています。出だしの文言については、最終的に定義とのすり合わせで確定していけるのではなかろうかと思っておりますけれど。</p>
部会長	<p>「市」の定義の仕方によっては、市民も含んだ意味で「市」というふうにもし言うとするならば、行政としての固有名詞というか、そういうものが必要になってくるかも知れない。</p>
事務局	<p>例えば、「市長等」という括りですと、執行部全体を指している場合ですとか、「市」といった場合に執行機関の側と議会を合わせたものを「市」といつている場合もありますし、そこに市民を加えた三者で「市」という表現をしている市もありますし、今回お示した例がほとんど「市は」という主語で敢えて統一しているのですけれど、最終的にもしこれが生かされた時に、ものによっては「市長等は」となるでしょうし、ものによっては「市長等及び市民は」となるでしょうし、そのまま「市は」というふうに残る条文もあるでしょうし、その辺は条文毎に主語が変わってくる可能性があると思っております。今の段階では、そこまで確定するのは難しいかなということで「市は」としております。</p>
部会長	<p>そうですね、ここだけでは決められないことであって、その用語に関しては、市の定義とその他の用語の使い方というのは、どこかで統一しておかないといけないと思います。</p>
副部会長	<p>そこはこの部会の意見ということで整理しておいて下さい。皆さんも共通認識はあると思っておりますけれどね。ただし、章立てによっては別の表現になるところもあるでしょうね。特に市民協働の方は、市民が主語になる形の方が相応しいところでしょうからね。</p>
部会長	<p>あともう一つ、市民参加と情報共有、公平性と透明性の高い、効率的である、といったような事柄でよいのかどうかということですよ。これ以外に何か入ることはないのか、或いはここでもう少し整理した方がよいのかということだろうと思うのですけれども。一般的にはこうなのでしょうね。神原モデルを見るとですね、理念の中に多様な主体との協力みたいなことも出てたりはするのですけれども。これは、拡大解釈すれば市民の定義によって、市民というものを多様な主体というふうで定義付けられていけば、それをカバーできると考えることもできる訳ですよ。その辺は何をどう強調するかによって、変わってくるのかなあと思うのですけれど。よろしいですか、そんなところですかね。一つは、これは理念の中でどういうふうな位置付けになるのか、ここに置くのか或いは理念の中に置かれるのか、それは全体との整合性によりますし、主語に関しても全体の定義との整合性ということになるのですかね。内容的にはどうなのでしょうかね。</p>

副部会長	標準的ですね。
事務局	大分市の色は出ていないですね。
副部会長	そういうことですね。
部会長	今これを確定するわけではないので、取り敢えず一般的でもよいのかなあと考えますけれども。特にご意見とか、こうしたらよいとかございませんでしょうか。今回は今言いましたように、これを決める訳ではありませんので、こういう感じというぐらいなのですかね。そういう感じで見えていただければよいのかなと思うのですけれども。よろしいでしょうか。次の項をお願いします。
事務局	それでは②総合計画。「市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。」総合計画というものは大分市にありまして、地方自治法の中で義務付けられているのですけれども、これが分権一括法によって義務付けが無くなるという見込みがあるという中で、総合計画というものを必要とするかどうかということが1点、そこが大きな所かなあと考えます。
副部会長	義務付けについて、自治法の改正は間違いないのですか。
事務局	まだ、案として上がっているだけです。地方分権改革推進委員会の第3次勧告の中で、基本構想の自治体の策定の義務付けについて、義務付けを解消しましょうと案では上がっています。ただし、まだそれが確定するかどうかは不透明な所もあります。そのまま勧告が受け入れられて動いていくと可能性としては十分にあると思います。
部会長	すみません、私も不勉強で申し訳ないのですが、地方自治法によって義務付けられている総合計画、大分市の総合計画に携わっているのに不勉強で申し訳ないのですけど、その書き方、書式に関してかなり決められている訳ですか。
事務局	私も法律の専門ではないのですけれども、自治体は基本構想を定めてそれに則って計画的な行政運営をしないといけないと定められております。昨今、分権改革の勧告がなされていく中で、国が地方に対する義務付け、自治体が基本構想を作らないといけませんよという義務付けを無くしましょうと、条例とかで原則定められるようにしましょうねというような形になっています。従来型の自治基本条例であれば、総合計画というものは作らないといけないものとしてあるのですけれども、総合計画をどういうふうな扱いで作るのかと定めることについて、自治基本条例の中で総合計画を作って計画行政を推進しましょうね、というような条文になってくると思われるのです。そういったところで、今、姫野が申したのは分権一括法のため若干従来型とは違うかも知れない、ということをお願いしたいと思います。
部会長	総合計画ではなくて他の名前に変えようと別に同じなのですからけれども、計画行政から言えばこれを作らないというようなことは、ちょっと考えづらいかなあと考えるのですけれど、

	<p>れど。問題は、今は地方自治法に義務付けられていると、何時作らなければいけないとかそういう規制がある訳ですよ、何年毎にとか。それはいいのですか。</p>
事務局	<p>一応条文上はですね、「議会の議決を経て、その地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。」という言葉があるだけなのですよ。それ以上細かい定めはございませんので、必ず何年後にという縛りも無いと思います。</p>
副部長	<p>目標年次の考え方が構想の中に入っているものですから、ある程度何年間かの期間を限定した形での総合計画になっているのです。目標年次に近づくと、次期総合計画はどうするかというのはその自治体の問題になってきて、今までは作らなければならないということですから、また新たな目標年次を設定してずっと作ってきた訳ですけど。これからは、作る、作らないというのは自治体の判断による可能性があるということですね。現時点で考えた時に、この自治基本条例の中で総合計画は、今後作りませんとは言えないと思います。</p>
部長	<p>逆に言うと、今言われたのですが、今まで地方自治法で制定が義務付けられていたものが、この自治基本条例が総合計画を作ることの根拠になってくる訳ですね。どうしてもこういうことなのでしょう。場合によっては、自治基本条例で総合計画のあり方を厳しく規定すると、そのとおりやらなければいけないと。或いは、総合計画を作って、検証に対する項目を設ける、それが何処までできたのか、そういうことをもしここで決めるとやらなければいけないということになってくる訳ですよ。だから、何処まで何を総合計画に関して述べるかということで、今までとそう大きく変わらないのであれば、ここに書いてあるぐらい文章になるのだということですね。</p>
事務局	<p>自治法上の基本構想という部分なのですけども、それを含めた総合計画を今後ずっと策定していくべきだということであれば、自治基本条例で補完をしておくという考え方はあると思います。</p>
部長	<p>分かりました。私は当然これは入れるべきだと思ったのですが、これが根拠になるというふうには思っていなかったのです。この自治基本条例が総合計画の根拠になると。そういう重みを持つということですね、この総合計画の項目というのは。他によろしいでしょうか。特になければ、次をお願いします。</p>
事務局	<p>③行政評価です。「市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。」1項目の「行政評価に関する制度を整備し」ということで、現在もこの行政評価の制度はあるのですけれども、今年度の事業仕分けなど、そういったものも入っているということを踏まえる中でこういう表現が適切かどうかとか、「市民の視点に立った外部評価」とか、「行政運営の見直し」という表現が適切かどうかといったところです。もう一つ、例えばなのですが、効率的かつ効果的な行政運営を図るとなると、ハードな事業</p>

	<p>等はお金をかけて短期間にやった方が、当然効率的で効果的で直ぐに経済効果も上げられると。ただし、現実的にいってそういう手法を取ることができるかという、予算の問題、地権者のこと等があり、そういったところは相反するところもあったりするので。ですから、細かく突っ込んで考えていくと、効果と実際のやり方や予算的なものが相反する所もあるので、そういったところも議論をしていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>その辺はどうでしょうか。それはあまり細かく厳密に表現しはじめると、何のことが分からなくなるということはあるのですよね。この文章はすっと耳に入ってくるのですが、効率的で効果的っていう。効率的なものが効果的なのかということは、当然現実の中ではあるのだろうとは思いますが、何処までどのように言うのかということになるのでしょうかね。</p>
事務局	<p>もう一つ「市は」という形で、行政を主語の形にしていますが、やはり市民を含めた形も必要なのかなと思います。</p>
部会長	<p>現在の「市」というのは、言い換えるとすれば市長等という意味ですよね。「市」という言葉が市民も含めた意味で「市」という言葉を主語として使うのであれば、表現が多少変わってくるということはあるかも知れませんね。そのあたりも、大分市の自治基本条例の方向性みたいなのに関わってくるのだろうと思いますけれど。細かく見だすと、確かに色々あるでしょうね。</p>
副部会長	<p>今、現実に行政評価は、大分市の全事業を各実施部局による一次評価をした上で、上がってきたものを企画部と市長を入れた特別職で二次評価をして、それを外部評価委員会というものがあっていて、これは民間の有識者で構成しているのですが、そこで評価をしていただいて、そこからの評価案を市長が受け取って最終的に事務事業の改善や廃止をやっているのですが、時間的な制約があるものですからどうしても部分的になっているのです。ただし、一応の外部評価のシステムとしては取り入れているのですが、来年度から国の事業仕分け的な手法も参考にしながら、もう少し外部評価の部分のボリュームを増やしていこうという方向性を市長が今持っています。</p>
委員	<p>行政評価はどの程度現実には意見が言えるのか。こういう項目は分かるのですが、現実に子育て支援のことについては、私の周りの誰に聞いても現金を配ることに対して反対の意見が多いのです。それを何に使うかと言えば、保育所だったりとか学校給食をタダにするとか、何か他の使い方があるのではないかという意見が大変多いのですが、現実的にはそういう意見はなかなか通じませんよね。</p>
副部会長	<p>今、国も自治体も非常に財政状況が厳しく、税収は減ってきておりますので、限られた財源の中で事業の優先順位ですね、その辺の部分でどう振り分けるかと。新しい行政ニーズは出てくる訳ですから、ただ財源が無いということですね。そうすると、既存の事業のスクラップを主体にした行政評価にどうしてもなりつつあるのです。実際にその事業によって恩恵を受けている方については、厳しい結果になってきているということが非常に多いのです。だから、立場によってはかなり違ってくるのです、この行政</p>

	<p>評価というものは、それぞれ市民の立場、行政の立場、受益者の立場によって。市長が事業仕分けを来年度予算に向けて導入してくれということになると、益々その傾向が大きくなるのかなあという感じがしますね。</p>
部会長	<p>その行政評価というものは、四十何万人の全ての大分市民にとってプラスということとはなかなか無いでしょうから、そうするとある方は反対するし、ある方は賛成するというような状況の中で、行政を評価しなければいけないというのは、そんなに単純なことではないのだからと思いますね。それをただ数の論理でやればよいのかと、皆がこう言っているからとすればよい、ということでもない場合もあるでしょうし。国の仕分けを見ていると、どうしても文化とか芸術みたいなところは最初に切られていくようなところがあって、本当にそれでよいのかっていうことをやはり皆真剣に議論しなければいけないし、科学技術の場合は割と分かり易くて、皆が反対して元に戻るとかいうことはあるのだけれど、芸術や文化になるともう一つ分かりづらいところがあったりしていますから。実は、行政評価というものはそんなに簡単に単純に行えるものではないということも、一方では頭に入れておかなければならないことではあると思うのですけれど。</p>
委員	<p>そういうことは大変良く分かるのですけれど、何回か色んな中で出てきていましたけれども、小中学生でも理解できるものをという言葉が何回か出てきていましたけどね、こういう時にはこういう何かができるのだとか、どう言ったらよいのですかね、今までと何も変わらない、だからといってどうしてよいのかも分からないのですが。</p>
部会長	<p>そこがとても難しいところなのだと思いますのですけれど、この自治基本条例でそこまで言うと、なかなか大変だということも多分あるのだからと思うのですよね。具体的には自治基本条例の次の段階の条例であるとか規則であるとか、そういうところで具体的に議論されていかないといけないのだからと思うのですけれど。ですから、次の条例だとか次の規則というものが、問題点をきっちりと把握できるような文章にしなければならぬというのは、私の頭の中では分かるのですが、それをどうしたらよいのかと、どういふ文章にしたらよいのかというのは、一つずつ考えていくと難しいのは難しいですよ。</p>
副部会長	<p>これまで行政評価によって見直した金額はいくらですか。</p>
部会長	<p>委員さんがおっしゃられていることは行政評価のところだけの問題ではなくて、こういう項目が必要だということは分かる、それからこういうことを言わなければいけないということは分かる、ではそれをどう表現したらよいのかというところで、これでよいのかなというところはあるのだからと思いますよね。それは、私も今のところどうしたらよいのかというのは、それは皆さんで意見を出し合って色々な意見をおっしゃっていただいて、議論していくしかないのだからと思うのですけれど。難しいですね、その辺は。</p>
副部会長	<p>今の子ども手当の問題、国の施策として降りてきたら自治体はそういうものは必要ありませんという拒否は難しいのですよね。国政の施策によって直に降りてくる分については、非常に難しいのですね。</p>
委員	<p>議論する場所が欲しいなあと思うのですね、そういった時に。何処でできるのだろう</p>

	<p>ということと、或いはできないということですね。ある自治体では拒否して、違ったやり方でやっているところもあるのではないですか。そういうところがどうなのかなと。</p>
副部会長	<p>国の施策がそのまま降りてくるものは拒否できませんから、独自施策の部分で市の単独事業的な形で上乘せしたりですね、その辺の部分が何処までできるかということが一番大きいのかなという気はしますよね。例えば、福祉施策で身体障害者の医療費助成について、県の補助の考え方は身体障害者の1級、2級までしか医療助成ができませんよと制度がされています。大分市は、それを3級者まで医療助成しますよと医療助成の実施をしているのですね。国との関係、県との関係、同じ施策でも色んな市の姿勢によって違ってきていますので、その部分については色々それがよいのか悪いのかという議論は十分できると思いますね。</p>
事務局	<p>先程ご質問のあった行政評価による改善効果ですね、平成16年度から20年度のトータルということでございますが、51億の改善効果ということでございます。その改善のあった51億円のうち、27億円をその他の事業、新規事業等に振り分けたということでございます。雑ばくな数字ですが。</p>
部会長	<p>考え出すと難しいですよ。時間もないので、ざっと案を説明していただいて細かいところの話をしていくと、なかなか先に進まないところもあると思うのですが、一度残りの部分を説明していただいて、それで委員さんのご意見を伺った方がよいのかなあと思っているのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>④外部監査、「市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。」これは、法律の上で監査委員の設置というものがあるので、不要でなかろうかなという気もしているところです。</p> <p>⑤情報公開、「市は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。」情報公開条例もありますので、そういったこともあって、この分も必要かどうかということはあると思います。</p> <p>⑥個人情報の保護、「市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。」これも個人情報保護条例というものがあります。⑤⑥⑦は個別条例が別にあるものですから、敢えて根拠の規定となるものを自治基本条例に謳う必要があるのかなあという感じはしております。</p> <p>⑦行政手続、「市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。」これも行政手続条例というものがありまして、自治基本条例に敢えて謳う必要があるのかなあという感じはしております。</p> <p>⑧条例の制定等の手続、「市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。」これにつきましては、市民参加という意味合いがかなりあるかと思</p>

いますので、市民参加・まちづくり部会の分野ではないかという感じがしております。そちらの方に投げ掛けをし、協議が必要なのかなあというふうに思っております。

⑨法令遵守等、「市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。」今年の4月から条例で施行されます「大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例」があります。そちらもありますので、再度ここで謳う必要があるのかという議論が必要かと思えます。

⑩財政運営、「市は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。」これは、今もやっていることでして、市民参加という形はどうやって図っていくかとか望ましい開示の方法、そういったものについてご議論をいただく必要があるのかなあと思えます。

⑪行政組織の編成、「市は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。市は、組織の横断的な調整を図るものとする。」これまでいただいた意見の中で、縦割り行政の弊害があるのではないかとすることで、「横断的な」という言葉を入れさせてもらっております。ですから、その辺の表現等について、ご議論をいただく必要があるのかなあと思えます。

⑫市民提案、「市は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。」市民提案という形で幾つか入れさせていただいておりますけれども、どの辺を力点にするのか、その辺のご議論が必要なのかなあと思えます。

⑬権利保護・苦情対応、「市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。」常に苦情等をいただく中で、対応をさせていただいているかと思うのですが、2項目は「速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。」という規定をさせていただいているのですが、色々な苦情やご意見をお伺いする時があるかと思えますが、それを全て反映させていただくことはなかなか難しいのかなあということで「必要があると認めるとき」と書いたのですが、その表現でよかったのかなあと思っております。

⑭政策法務、「市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。市は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。」なかなか難しい表現なのかなあと思えますが、色々な法律を自治体毎に解釈して、地方自治の本旨に基づいて自主的かつ適正な解釈に努めるということなのですが、その辺の表現がどうかというところがあると思えます。

⑮危機管理体制の整備等、「市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。」これは、秦副部長さんから必要だということで、今災害対策本部を設置するものはあるのですが、三行目に市民と関係団体と皆さんでやろうという表現にさせていただいております。

すので、その辺のご議論が必要なのかなあと考えております。

⑯人材の育成、「市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。」ここにつきましては、市民と協働してという形で市職員だけではなくて、市民全体をというような形で表現にさせていただいております。市民参加・まちづくり部会との関係が必要なのかなあと考えております。

⑰の「連携・交流」は別章立てということにさせていただいております。⑰他の地方公共団体等との連携・協力、「市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。」国、県と連携を図ってその解決をということですが、具体的にまちづくりの課題はどういったものが想定されるのか、どういった事例があるのかというその辺の議論ですとか、海外の行政機関等とかなり大きく書いていますが、今も色々な姉妹都市等がありまして交流等を行っていますが、それ以外のところも目指していくのかどうか、その辺の議論も必要なのかなあと考えております。

⑱これも別章立てということで「多文化共生」として入れさせていただいております。⑱多文化共生、「市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。」この辺りの「多様な文化及び価値観を理解し」というものは、確かにそのとおりなのですが、「あらゆる人が地域社会の一員として」ともしておりますが、章立てということでこういう形にさせていただいているのですが、表現が色々な人に対してという形になっていますので、こういった表現でよいのかということがあるかと思えます。

「環境」、これも別章立てということで、「環境と景観」というものがあつたかと思えますけれども、「環境」だけにさせていただいております。⑲自然環境の保全、「市及び市民は、本市の恵まれた自然環境を活かしたまちづくりの推進を図るとともに、その保全に努めなければならない。」平成17年に佐賀関町、野津原町と合併し、豊かな自然を生かしたまちづくりを行っていることもありますので、それは述べさせていただいております。「景観」につきましては、既に大分市景観条例等があり、そこで良好な街並みの形成等の位置付けもされておりますので、「景観」につきましては入れさせていただいておりません。その辺のところはご議論の部分があるかなあと考えております。以上、雑ぱくなのですが、札幌市をベースに切って貼ってしておりますので、どうかなあとということもありませんが、一例として挙げさせていただいております。私が説明させていただいた以上に色々と問題があろうかと思えますが、そういったことかなあと考えております。

副部会長

一応これは最大で案文的にまとめた場合ということですね。今、事務局の方から、当り前の案文が何点かある部分を、敢えて言うか言わないかという点がありますね。

部会長

他の条例にあるから、というものが幾つか必要ないのではないかという話だったのですけれども、他の条例の根拠になる、先程の総合計画と同じでこの自治基本条例を作ることによって、大分市の自治のそれぞれの条例の根拠になる条例を今回は作るのではないのかなというふうに思っているのですが、そういう意味では、他の条例にあつたとしても、ここでそれを根拠付けるということは必要なのかなあと私は思うのですけれど。

副部会長	そこは基本条例そのものがどういうものになるか、それとの関連になりますね。
事務局	多分、他都市でも検討の際にそういう議論をしていると思うのです。条例にあるものをどうするかという議論はしているかとは思いますが、部会長が言われるような自治の最高規範という位置付けの中で、必要最低限を拾うところで全て入ってきている部分だと思いますので、特に後半の方に出てきた多文化共生や環境の部分は、他都市がそこその色を出しながらやっている部分かと思えますから、その部分は大分市としてはどうなのかという議論が必要になってくるかと思えます。姫野の方が条例にあるのでと言ったのですけれども、そもそも話になってしまうので、条例が全て整備されているから自治基本条例は要らないのではないかというところに戻ってしまいますから、それは必要だということで議論をさせていただいているので、その辺も踏まえた上で、この条文についてはこういう条例があるので、謳うのであればどういう謳い方かというのを議論していただければなあと思います。
部会長	環境のところでは景観を外されたというのは、外す必要はないのかなあと。それが大分市として特にそこを問題にする必要がないということであれば、そこで色を付ける必要がないということであればそうなのですけど、そのMAXでいくのであればですね。市政運営の中で特に問題として取り上げることなのかどうか、というところが議論されるべきかなあとは思うのですけれども。景観条例として整備されているから要らないのではなくて、大分市の市政の中でどういう意味を持つかということで、考えられていけないといけない。それは、自然環境も景観も同列かなあという感じはしますよね。
事務局	美しい街並みの形成といったそういう表現が必要、そういうイメージですか。
部会長	それが大分市の市政運営の中で、大きな意味を持っているのだという皆さんの共通認識が得られるのであれば、そういう形で入ってきててもよいでしょうし、特に大分市でどうかと。他都市では由布市があるぐらい、由布市は特殊な状況をお持ちですから、特に湯布院という景観に対して非常に神経を使ったと言いますかね、まちづくりそのものの中で景観を大事にしている所と大分市とは、熱の入れ方が多分違うだろうということは想像できますよね。それでも必要なかどうかという議論は、一度くらいはよいのかなあと。それは、前から言っています教育も同じだと思うのですけれど。
事務局	教育は実際書いているところがないので、どうやって作ったものかなあということで入れてないのですけれど。
部会長	誰か作らないといけないでしょうね、作って見ないと。
事務局	景観の部分も今のところMAXの一例ということであれば、入れておけば良かったという話ですけど、この中にですね。
部会長	そうですね。全体に、委員から言われてそうだなあと思ったのですが、何を問題にしているのかというのが、ちょっと分かりづらいところがあると思うのですね。中学生でも

	<p>分かるような文章にするべきかどうかというのは、私も必ずしもそうだと思っている訳ではないところもあるのですけれども。例えば、何のために行政手続きということが出てきているのかと。市政運営の中でどういう意味を持ってやっているのかというのが、公正の確保と透明性の向上を図るためというふうには書いているのですけれども、もう少し分かりやすい表現にした方がよいかなあという感じはしますよね。</p>
事務局	<p>当初申し上げましたように、他都市のを参考にしながら文言は特に易しいという前提がありますから、そこまではあたっていないということですので、これを参考にしながら取りあえずこの部会ではこの言い回しはこういうふうな言い方にしましょう、という議論をしていただければと思うのですが。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会長	<p>多分今言われても、どうしたらよいかっていうのは私も分からない。多分次回ぐらいには、そういう話ができればよいのかなと。一応MAXとして挙げていただくと、こういうものがあって、他都市の自治基本条例を参考にした場合にはこういう文章になっていますよ、というものを今日ご説明いただいたということで。この中で全部が全部本当に必要かどうかということは、もう一度考えたらよいと思いますし、それも含めてもっとこういう表現にしたらどうなのだろうかという話もあるだろうと思いますので、文章の作成や文章に対して注文を付けるとなると、少し時間が要るのかなあという感じがするのですね。今ここでこうしましょう、ああしましょうというのはなかなか決まらないのかなあという感じがしますけれど。</p>
副部会長	<p>多文化共生というのは交流の中に入れるとおかしいですかね。</p>
事務局	<p>入れられるのではないかと思います。</p>
副部会長	<p>多文化共生は括弧書きで出ますからね。</p>
事務局	<p>連携・交流の章の中で、多文化共生を謳ってしまうということですね。</p>
副部会長	<p>条例案はどのような形で出るのでしょうか。条の上に見出しは出るのですね。</p>
事務局	<p>はい。多文化共生は、他の都市はこういうふうに章立てを別に出していないのですけれども、意味合いの近いところでは連携・交流です。その章の中で項立てを2つするとかですね、そういった考え方の方がどうなのでしょう。多文化共生を章で出すだけのことがあるのかどうか、というところだと思いますが。</p>
部会長	<p>多文化共生と言った場合に、他の自治体との関係、或いは諸外国との交流ということと、これから多分問題になるだろうと思うのは、外国人をどういうふうに受け入れていくのかという問題、これは大分だけではなくて日本全体であると思うのですけれど、</p>

	<p>その部分が多少あるのかなあというふうに思っているのですが。それは、多分1つの章というよりも市民の定義とかですね、そちらの方で問題として取り上げられるところかなあという気がします。</p>
事務局	<p>今のところの市民の定義の議論の中では、市民部会と理念部会の両方とも同じ位置付けなのですが、あらゆる人、とにかく大分市に関する人は市民として定義していきましょうという流れの中で議論していますから、当然その中には大分市に住む外国人の方も入ってくると思います。それであれば、敢えてここで言う必要がないのかなあという気がしますけれど。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>
副部会長	<p>前文を何処まで書き込むか分からないのですが、前文の中に大分市の多文化共生の部分が触れられてもおかしくないようなところもありますよね。ただし、条例の案文として明確にしておいた方がよいのかなあという気がしますね。それと、環境を挙げていったら、今、最大のテーマの地球温暖化の関係は何もなくてよいのですかね、自然環境と景観だけでよいのですかね。そこで市の姿勢的なものは出さなくてよいのですかね。</p>
事務局	<p>地球温暖化の取り組みという部分は、多分理念のところ、まだ議論はされていないのですけれども、他都市ではそういうところに入ってきているものがありますね。</p>
副部会長	<p>何処かで出しておくべきですね。</p>
事務局	<p>個別の条文に入れて、それが大分市として守られていけるのかどうか厳しいような気がするのですけれど。</p>
部会長	<p>他都市で環境の問題、自然だけではなくてですね、自然環境を保全するというのは簡単に言えるのだらうとは思いますが、そうではなくて都市環境、地球環境も含めて、それに対する条文としてはどういう文章で表現されているのですか。</p>
副部会長	<p>現行制定されているところでは、それを意識した条文というのは殆ど無いのでは。</p>
事務局	<p>最近、高松と熊本は今年という話ですけど、新しくできるところになればなるほど、さらっといくような傾向にありますね。環境は2都市とも触れていないですね。新しい都市ほど、条文で書いていることもさらっという感じですね。何を書いているのかというご意見がありましたけれど、2行くらいで書いているところが多いですね。</p>
部会長	<p>私はそれも一つの手だと思えるのですけれど、原理、原則だけ、実は理念のところしかない、書く部分もそれぞれの項目に関する理念のようなものにしかなく、では具体的に何をやるんだということに関しては、具体的な条例なり施策なりということと展開されていくということなのだと思うのですけれど。</p>

事務局	多分、自治基本条例の基本はそうだと思うのですがね。作るにあたって色々枝葉が付いてきて、重たい条例になっている部分があったりするのかなあという気がしますけれど。
副部長	今の地球温暖化の部分は政策的な判断の分ですからね。それだけがポンと自治基本条例の中に出てくるとなると、標準モデルからは少し外れてしまうところもありますね。
事務局	上越市は地球環境の保全という形でしか載せていないですね。
部長	地球環境の保全とかいうのは大きすぎますよね。
事務局	それは理念のところでは言っているだけです。
部長	むしろ例えばサステナブル、持続可能性という言葉をよく使われるかと思うのですが、街なり、人々の生活の持続可能性ということを考えてというような言い方が、もう少し生活に近い感じがしますけど。どうですかね、先程副部長さんが言われたように、多文化共生というのは連携・交流に入れて、これが一つの章として存立するかどうかはまた部長会議で諮ればよいのかと思うのですが、そういうことになるのかなと。後のものというのは、やはり項目としては必要なのかなあという感じがするのですが、どうでしょうか。文章はこうであるかどうかは別にしてですけどね。
委員	要望として、先程から何か新しい都市ほどさらっと流されているという話がありましたけれども、それであつたら私共がこの時間をわざわざ取って、一般市民の意見を聴く必要がないと思います。そういう条例であれば、役所で十分できる条例ではないのかなあ。だから、何のために参加して色々な意見を出す機会を与えていただいているのかなあと思うと、やはり大分の特色を持った、大分のこれは一押ししているのだと、何かカラーの出たものが欲しいなあという気がします。だから、是非代表者の方々と話す時に、何かそういうものを皆さんで。分かるのですよね、もう基本条例といったら、こういう事しか引っ掛からないのかなあ、広く浅く全てを網羅して、文章的にもこういうものになるだろうと分かる気がするのですが、何か折角の機会ですから、何か特色の出たものを入れて欲しいなど。そうでなければ、本当、役所でできるということじゃあないのかなあという気がします。お願いします。
部長	そのとおりだと思います。そうすると、2つあってですね、1つは例えば自然環境とか景観とか、そういうところに大分の特色を求めたり、或いは今後どうなるかは分かりませんが、教育というような他都市では入れていないような項目を入れることによって、大分の基本条例の特色を出したりということはあるのかなあと思うのですが、この市政運営の中で何か特色というようなことはどうですかね、委員さん何か考えられますかね。
委員	具体的には分からないのですが、大分に住みたいなって思うような何か一押

	<p>しできるものがあつたらよいなあと。そのために、私もこの会に参加させてもらった気がするのですが、実際には自分の意識が少なくてなかなか意見を言えないのですけれど。大分はこれだというものがあつたらという気がします。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうしますと、2月5日の部会代表者会議の前にもう一度やるかやらないかなのですけれども、他の部会の進ちょく状況を見ても、このままでもいけるのかなあという気はしますけれども、どうでしょうかね。一つ進めるとすればですね、一応今日はMAXで必要な項目と言われるようなものを挙げていただいたけれども、大分の特色というものが出ているような感じには未だなっていない。そういったものをもう少し強調するような形でこの部会の中身を詰めていくと。その時に2通りあって、1つは別立てで章立てすると提案しているものを大分の特色として強くこの部会の意見として主張していくということ、別立てではなくてこの市政運営という範囲の中で考えた時に、特に大分市はこうだつてというような特色が出るか出ないかということに関して、議論をしていくということになるのかなあと思うのですけれども。それをもう一度行うか、若しくは全体の代表者会議の中で今日一番最初にお話しましたように、恐らく全体の構図と言いますか、骨組みみたいなもの、方向性みたいなものがもう少し認識されないと、文章のあり方にしてもこのままの文章でよいのかどうかということになるのかなあということになりますので、一旦代表者会議にこのまま出ても他の部会との意見を調整した上で、もう一度改めて市政運営という中で挙げられるもの、市政運営章立てそのものが否定されればですね、全く元に戻って違うことになる可能性も絶対にはないとは言えないのですが、このままでもいけるとすると市政運営という中の内容、それから別立てでやるとすれば、それに対してさらにどういう意見を言うのか、誰がやるのかということも含めて検討されなければいけないのだろうと思うのですけれど。議論するということになると思うのですが。</p>
<p>副部会長</p>	<p>この市政運営の中で何処まで謳うのかという部分が一番ね、項目は基本的にはある程度MAXで押さえているのですけれど中身の部分ですね、今日の委員会で議論が出たように行政評価制度はこういう表現でよいのかどうかですね、もう少し市民の立場の中でより公開の原則的な形を謳うかどうか、それから財政運営においても何処まで市民視点に立った形でやれるような条文になるのかどうかとか、その辺はやはり大きいのかなあという感じはしますね。今標準モデル的な形で一応書き分けている訳ですけれども。</p>
<p>部会長</p>	<p>他の部会の中で、分かりやすい文章というものは出ていますよね。その中で文章表現が大きく変わるという可能性はあるのですかね。私、他のところで、住宅課のもので大分市住宅マスタープランの素案というか、お手伝いしているのですけれど、そこで気が付いたことは、大分市の最近の総合計画もそうですし緑の基本計画もそうですし、全部「ですます調」なのですね。他都市のを見ると「ですます調」は少ないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>全体的に「ですます調」で書いている分はあるのですけれど、市政運営に関しては「ですます調」で書きづらいようで、行政を縛るという内容になっているので、「しなければならぬ」という形で書いている感じがしますけれど。理念や市民協働の部分は「何々します」という書き方になっている所はあるのですけれど。</p>

部会長	それは一つの基本条例の中で使い分けているのですか。今までいただいた資料ではないですね。
事務局	「ですます調」で書いているのは前文のところぐらいですかね。他のところはかなり「何々しなければならぬ」という書き方になっていますね。条例という条文の性質上難しいのではないのでしょうか。
部会長	そうかも知れませんね。
事務局	熊本市は「します」という形ですね。
部会長	日進市は全部「ですます調」ですね。
事務局	豊田市も。
部会長	豊中市は前文だけですね。平塚市は前文、中身も全部「ですます調」ですね。色々ですね。多分その辺も議論になって、なるべく優しい表現でという、こういきそうな気がするのですけれど。
副部会長	基本的には、議会基本条例の表現と大体整合性を持たせるような語調ではないのですか。勿論前文は別にしてもですね。議会基本条例の位置付けの議論が他の部会でされているようにありますけれど。議会基本条例よりは、もう少し平易な形で書き込んでいくのかなあという気がしますね、市民に分かり易い形でね。先程の行政評価と財政運営の部分で、より市民の視点に立ったという観点の中で、どれだけ書き込めるかという検討をもう一度して欲しいのですが。
事務局	これを作る段階では、今取組んでいない部分については書かなくてよいという前提でいただいていたので、現行上のことで書いています。
副部会長	一委員の提案ということで、場合によっては何処までの方向性をこの自治基本条例の2つの条文の中で出していくのか、ということは割と大きいような気がしますので。実は、そこは市長自身の政策スタンスとも関わってくるころではあるのですが。最終的にそこまで書けるのかどうかということは私達には分からないけれど。
事務局	原課の絡みもありますので、話をしながら検討してみます。
副部会長	市長を入れた意見交換会もあるようですから、その時にはまた私の方からも話をしますけれどね。
事務局	行政評価の部分は、事業仕分け的なやり方を視野に入れてやっていくという動きもありますので、そういう意味では市民がどういう事からできるのか、というようなことも書くことができるかなあという気もするのですが、財政は今まで予算編成過程とかを公表していない中で、その考え方から検討していかないと非常に難しいのかなあという

	気はしていますけれど。
副部会長	行政評価と財政運営は完全にセットの話ではありませんけどね。
部会長	文章としては例えば「市民の視点に立って」という言葉を入れるぐらいしかできないけれども、実は「市民の視点に立って」ということが、そんなに簡単なことではないということでしょ。市民は沢山の色々な市民がいらっやいますから、ある方に良くてもある方には悪いということが当然起こってきて、それをいかに上手くバランス良くやるというのは行政の手腕なのでしょうけれど。
副部会長	非常に難しい話なのですね。書き過ぎると他の条文とバランスがありますからね。自治基本条例の中で、逆の意味で言えば縛りを掛けるかということに関連してくるのですね。とても難しいところであると思いますけれど。
部会長	私はそういう意味では、市政運営の中ではそれほど大分市の独自性みたいなものは、出せないのではないかというふうに思っているのですけれど。多分他都市が取り上げていないような項目、特に大分市が市政の中でこれは大事だとして取り上げる項目があるという存在そのもので、何か独自性みたいなことが見えてくるのかなあという気はしているのですけれど。なかなか結論が出ませんが。
事務局	部会代表者会議で当初から意見が出ていたこの項目については、他の部会の方がよいのではなからうかという部分は、ある程度確定して代表者会議の中で報告した方がよいのかなと思うのです。その分だけでも、この一例の中からこの分は投げ掛けをしようかというものがあればですね、今日はもう4時を過ぎているのですけれど。
事務局	今までで言うと「条例の制定」⑧ですね、それと「人材育成」⑩は市民参加・まちづくり部会と連携若しくは検討してもらおう方がという2つですね。
事務局	もしその方向性でいくのであれば、部会代表者会議でこういう意見がありますという資料は作れるのですけれど。
副部会長	取り敢えず、そこまでの考え方が出ているということで部会代表者会議に持ち上げるということで行きますかね。
事務局	一応議題には載せるということでよいですかね。
部会長	はい。⑧は微妙かなと思うのですけれど、可能性として議論をしてみる、投げ掛けてみるということは必要なのかなあと思います。それと、何処まで代表者会議で出すかなのですけれども、このまま出すか。
事務局	これ(一例)は出しません。出しますか。
部会長	どうしましょうかね。

事務局	まだ出さないほうがよいかなあと考えています。
部会長	項目だけ上げるというのは。項目としてはこういうものが上がっていますよと。
事務局	項目とこういった内容を記載すべきぐらいに書いてですね、この内容については、例えば市民参加・まちづくり部会の方で議論していただければ、というような言葉を添えるかどうかですけれどね。
部会長	それと、一番目に挙げた市政運営の基本というものが市政運営の中の第一番目にくるのか、理念的なところでこういったことが語られるのかということがあるので、投げ掛けられるのはこの3つなのですね。
事務局	項目的に投げ掛けるのは3つですね。あとは当初に言われた主語の使い方の部分ですね。
部会長	他の項目についてもこういう項目がというものを上げて、そこまでまだ必要ないですか。
事務局	この項目ですか。
部会長	例えば、総合計画、行政評価、外部監査とか。こういった事柄があるのではないかという。
事務局	そういうまとめをしましょうか。
部会長	そうすると、これは例だけど他都市ではこういうものですよ、と言ってしまった方が分かり易いと言えれば分かり易くなるかも知れない。あまりに早急過ぎますかね、他の部会に比べて。
副部会長	基本的に項目を上げて、今言った3点の部分ですね。項目を上げて、項目ということになると見出しも無くなりますね。あとは、今ここに出ている何処の部会が適正ではないかという意見を、下のほうに箇条書きで書いたような形のものを出せばよいのではないですかね。
事務局	それがこの(報告2)ですね。これは項目毎に書いていますので。
部会長	これがあればよいですね。
副部会長	はい。
事務局	これを元に話をするような形ですね。
部会長	そうですね。

事務局	市政運営の基本がないですね。
副部会長	そこは書き加えて下さい。
事務局	今日の分をですね、はい。
部会長	その部分と最後のところの多文化共生というのは、連携・交流。連携・交流というものはないのですかね。
事務局	今のところ国との連携・交流ですね。
部会長	ありますね、位置が違うのですね。国との連携・地域間連携となっていますね。今日出していただいた位置にさせていただいて、連携・交流や環境は別項目ということで、この資料を作り直していただければ。
副部会長	はい。
事務局	これを元に資料を作ります。次回はどうしましょうか。
部会長	次回は2月5日を過ぎてからでもよいのかなという気がします。
副部会長	そうですね。
部会長	何時までやるのでしょうかね。
事務局	一応目標は3月いっぱいまでに素案ということにはなっているのですが、ちょっと無理でしょうから、4月。
副部会長	4月にずれ込むでしょうね。
事務局	ずれ込みますよね。
部会長	では2月23日ということで。 次は5日に代表者会議がありますね、12日に全体があつて、全体とのすり合わせは1回できるのかなあとと思います。それを踏まえた上で、この部会の内容、ほぼ项目的には挙がっているのかなあとと思いますから、全体の方向性に基づきながら、多分具体的な文章の校正の方に入っていけるかなあというふうには思いますけれど。ただし、今日廣瀬委員さんが言われたみたいに、全体的な骨組みの中でもそうなのですが、大分の特徴みたいなものがどう出せるのかなあということは、考えながらやっていきたい、皆さんのご意見をいただければと思いますので、よろしく願います。どうも有難うございました。